

第2章 鉱区禁止地域の指定

本制度が施行された昭和26年1月から平成20年度末までに指定した鉱区禁止地域は、242地域、総面積670,808ヘクタールとなっている。これらの地域を指定理由別に見ると、ダム及び貯水池の保全を理由とするものが150地域と最も多い。なお、指定を解除したものはない（図3-2-1、表3-2-1、付録3（154ページ）参照）。

平成20年度に公害等調整委員会に係属した事件は1件であり、21年度に繰り越された（表3-2-2）。

図3-2-1 鉱区禁止地域指定箇所



（資料）公害等調整委員会事務局

（平成21年3月31日現在）

表 3 - 2 - 1 指定理由別鉱区禁止地域指定状況

(平成21年3月31日現在)

指 定 理 由	指 定 地域数	年 次 別 内 訳 (年 度)					
		昭和 26～35	36～45	46～55	平成 56～2	3～12	13～20
1 ダム及び貯水池の保全	150	24	37	54	27	4	4
2 温泉源の保護	35	30	5	0	0	0	0
3 風致・景観の保護	24	13	10	1	0	0	0
4 農業用水施設（ため池等）の保全	15	11	0	0	0	4	0
5 歴史的風土の保存	7	5	0	0	1	0	1
6 トンネル（鉄道施設等）の保全	4	2	0	2	0	0	0
7 その他の保全	7	2	3	0	2	0	0
合 計	242	87	55	57	30	8	5

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 3 - 2 - 2 平成20年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域の指定
請求事件一覧

事 件 名	受 付 年 月 日	請 求 者	所 在 地	請 求 面 積 (ha)	請 求 理 由	処 理 状 況	指 定 鉱 物 名	指 定 面 積 (ha)
亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定請求事件	平成 20.3.28	三重県 知 事	三重県	11,560.42	自然的景観及び歴史・文化的景観の保全、森林の水源確保等	審議中		

(資料) 公害等調整委員会事務局

第1節 係属中の鉱区禁止地域の指定請求事件

平成20年度に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は、次のとおりである。

亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定請求事件

(平成20年(シ)第1号事件)

(1) 請求の概要

平成20年3月28日、三重県知事から、鉱業法第3条に規定する鉱物全部について、11,560.42ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定するよう請求があった。

その請求の要旨は次のとおりである。

ア 請求地域は、三重県亀山市の西部に位置する鈴鹿山脈及び布引山地の森林地域並びに亀山市関宿伝統的建造物群保存地区を含むその周辺地域である。

イ 請求地域のうち、森林地域は、鈴鹿川水系及び中ノ川水系の最上流地域で、そのほぼ全域が亀山市水道水源保護条例に基づく水道水源保護地域及び砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地に指定されているほか、多くが森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等に指定されており、水源のかん養、国土の保全等を図る上で重要な地域である。

また、国指定天然記念物で絶滅危惧種であるネコギギなど、貴重な稀少野生動植物の生息・生育の場が存在する。

さらに、鈴鹿国定公園区域の一部、坂本棚田、鈴鹿峠の峠道、石水溪、羽黒山等多くの景勝地が含まれるほか、その山並みは、優れた景観を形成している。

ウ 旧東海道宿場町の姿を今に色濃く残し、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている関宿の町並み及びその周辺地域は、その貴重な歴史的、文化的景観を未来に継承すべき地域である。

エ 請求地域の地形及び地質は、その東縁に一志断層が存在し、主に新生代第四紀以降にその西側が隆起して鈴鹿山脈が形成されたと考えられており、相対的に鉱物の存在の可能性が高い花崗岩類の基盤地質となっている。

オ 請求地域において鉱物の掘採が行われるならば、水源の確保に支障を生じ、土砂流出災害の発生のおそれが増大し、貴重な自然的、歴史的及び文化的景観が破壊され、また、稀少野生動植物の生息・生育の場が失われるおそれがあるので、鉱区禁止地域の指定を請求するものである。

(2) 手続の概要

公害等調整委員会は、平成20年5月2日、請求内容等の公示（公害等調整委員会公示第1号）を行うとともに、経済産業大臣及び三重県知事に対して意見照会を行った。